

国住指第 2192 号
平成 29 年 9 月 26 日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築基準法施行令第二十三条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法を定める件の改正について
(技術的助言)

建築基準法施行令第二十三条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法を定める件の一部を改正する件(平成 29 年国土交通省告示第 868 号)は、平成 29 年 9 月 26 日に公布され、同日に施行されることとなった。

については、改正後の建築基準法施行令第二十三条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法を定める件(平成 26 年国土交通省告示第 709 号)の運用について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 247 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いします。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。)第 23 条第 1 項の表(四)項に掲げる階段については、蹴上げの寸法を 22 センチメートル以下、踏面の寸法を 21 センチメートル以上とすることとしている。近年、既存の戸建住宅をグループホームやシェアハウス等へ用途変更するニーズが拡大している実情等に鑑み、ストックの有効活用を促進するため、同条第 4 項の規定に基づき、同条第 1 項の表(四)項に掲げる階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段として、次に掲げる措置を講じた場合には、階段の蹴上げの寸法を 23 センチメートル以

下、踏面の寸法を 19 センチメートル以上とすることができることとした。

- ・ 階段の両側に手すりを設けたものであること
- ・ 踏面の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げたものであること

なお、「粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げたもの」の例としては、「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）」（平成 26 年 7 月 1 日付け国住指第 1071 号・国住街第 73 号）において通知しているとおり、すべり止めを目的とした段鼻材を付けることなどが挙げられる。